

# 阿武町集落支援員募集要項

持続可能なまちづくりのために、町内各集落をつなぎ、持続可能性を高めていくことが不可欠となっています。

そこで、令和2年度に整備予定の滞在型交流拠点を中心としたつながりを作るため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材である「集落支援員」を募集します。

※滞在型交流拠点とは…

まちの玄関口である「道の駅阿武町」に隣接した、「キャンプフィールド」と「ビジターセンター」で構成し、施設全体において、人の滞在時間を延長しまちの中に呼び込んだり、町内産物の消費を促進したりすることで、人、物、お金の地域内循環を実現し、持続可能なまちを目指すための拠点です。

## 1 募集内容

阿武町集落支援員 2名程度

## 2 業務内容

- (1) 地域コミュニティの活性化に関すること
- (2) 集落内外での連携、協力体制づくり及び連絡調整に関すること
- (3) 滞在型交流拠点の運営に関すること
- (4) その他、町長が必要と認める内容に関すること

## 3 勤務場所

阿武町内

## 4 任期

令和2年7月1日から令和3年3月31日まで（年度更新。最長3年間。）

## 5 勤務条件

- ・勤務日は月曜日から金曜日まで（週5日）
- ・勤務時間は午前8時30分から午後5時00分まで  
うち、午後0時から午後1時までは休憩時間
- ・休日は土日祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）  
休日や時間外勤務した場合は勤務日に振り替え
- ・年次有給休暇有り（着任6ヶ月以降から）

## 6 報酬

月額 166,000 円

(社会保険、厚生年金、雇用保険及び労働保険に加入します)  
活動に応じて、年2回期末手当を支給します。

## 7 募集期間

令和2年5月22日(金)から6月19日(金)17:00まで

## 8 応募条件

- (1) 20歳以上の方(学歴・性別・経験不問)、社会経験、知識を活かして意欲を持って活動に取り組んでいただける方
- (2) 地域になじむ意思があり、心身ともに健康である方
- (3) 基本的なパソコン操作(Word、Excel、インターネット等)ができる方
- (4) 普通自動車運転免許証を所持する方。
- (5) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

## 9 応募方法

次の書類を作成し、応募書類送付先に郵送してください。

- (1) 阿武町集落支援員応募用紙(ダウンロード)
- (2) 住民票の写し
- (3) 自動車運転免許証の写し

【提出期限】 令和2年6月19日(金)17:00必着

【応募書類送付先】 〒759-3622 山口県阿武郡阿武町大字奈古2636番地  
阿武町役場 まちづくり推進課 商工観光係 宛

【Eメールアドレス】 machisui05@town.abu.lg.jp

## 10 選考方法

第1次選考(書類審査) → 第2次選考(面接審査) → 内定・採用

## 11 その他

活動に必要な出張、研修等に係る経費は町が負担します。  
(ただし、必要と認めた場合のみ。上限有り。)

## 12 問い合わせ

〒759-3622 山口県阿武郡阿武町大字奈古2636番地  
阿武町役場まちづくり推進課商工観光係 担当:岡村  
TEL 08388-2-3111 FAX 08388-2-2090  
Mail machisui05@town.abu.lg.jp